

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マリ	シカソ地域飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の交換公文	シカソ地域飲料水供給計画を実施するために必要な 1. 詳細設計に必要な役務の供与 2. 飲料水供給施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	77,000千円 H21.1.16まで	H20.1.17 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在マリ大使 (セネガルにて兼轄) マリ側 ヨロ・ジャロ在セネガル マリ臨時代理大使	H20.1.29 58号
マリ	マリ・セネガル南回廊道路橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の交換公文	マリ・セネガル南回廊道路橋梁建設計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	26,000千円 H21.1.16まで	H20.1.17 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在マリ大使 (セネガルにて兼轄) マリ側 ヨロ・ジャロ在セネガル マリ臨時代理大使	H20.1.29 59号
マリ	食糧援助に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	520,000千円 H20.3.31まで	H20.2.22 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在マリ大使 (セネガルにて兼轄) マリ側 ヨロ・ジャロ在セネガル マリ臨時代理大使	H20.3.7 145号
マリ	シカソ地域飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の交換公文	シカソ地域飲料水供給計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	1,019,000千円 (H20年度 84,000千円) H21.3.31まで (H21年度 495,000千円) H22.3.31まで (H22年度 440,000千円) H23.3.31まで	H20.5.16 バマコで (同日)	日本側 迫久展在マリ臨時代理大使 マリ側 モクタール・ウア ンヌ外務・国際協力大臣	H20.5.29 305号
マリ	マリ・セネガル南回廊道路橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の交換公文	マリ・セネガル南回廊道路橋梁建設計画を実施するために必要な 1. 橋梁及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	914,000千円 (H20年度 389,000千円) H21.3.31まで (H21年度 525,000千円) H22.3.31まで	H20.5.16 バマコで (同日)	日本側 迫久展在マリ臨時代理大使 マリ側 モクタール・ウア ンヌ外務・国際協力大臣	H20.5.29 311号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
マリ	貧困農民支援に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	480,000千円 H21.3.31まで	H20.9.9 パヤコで (同日)	日本側 中川幸子在マリ大使 マリ側 モクタール・ウア ンヌ外務・国際協力大臣	H20.9.25 532号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。